

[事案 25-87] 無選択新規加入請求

・平成 26 年 4 月 4 日 和解成立

<事案の概要>

保険会社職員のミスにより契約の更新ができなかったことを理由に、更新と同条件で新規に契約することを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 13 年 5 月に契約した養老保険について、更新時期の直前である平成 23 年 4 月、満期請求手続をした。その際、父親を通じて本契約の更新の意思表示をしていたにもかかわらず、保険会社職員は更新手続を進めなかった。

保険会社職員には、更新書類を自分に返却し、本契約の更新手続をしなかったミスがあり、本契約を更新できなかったことの責任は保険会社にあるので、和解成立時から、本契約の更新と同じ条件で新規に契約したことにしてほしい。

<保険会社の主張>

本契約の更新手続の際、募集人に事務疎漏があったので、以下の 2 通りの和解案を提示したが、申立人の納得が得られていない。

- (1) 更新前契約の保険期間が満了する日の翌日に遡及して更新すること。
- (2) 本契約と同等の保障内容での新規契約を無選択で引き受けること。

<裁定の概要>

裁定審査会では、当事者から提出された申立書、答弁書等の書面の内容にもとづき審理を行った。審理の結果、以下のとおり、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、指定（外国）生命保険業務紛争解決機関「業務規程」第 34 条 1 項にもとづき、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、和解契約書の締結をもって解決した。

1. 保険会社は、申立人の主張する、更新手続における事務疎漏を認めているので、申立人の希望する「和解成立時から更新と同じ条件で加入したい」との点について検討する。
2. 申立人は、更新時から和解成立時までの保険料を支払うことなく、和解成立時に、更新時と同様の条件で新規に本契約を成立させることを求めているものと考え、以下の理由から、申立人が保険料支払義務を負うことが不当とはいえない。
 - (1) 申立人は募集人のミスにより更新できなかったことを問題としており、保険会社による、本契約の遡及更新を認める和解提案は、当初の申立人の意思に合致し、更新できなかったことのみを解消するものである。
 - (2) むしろ、更新時から 2 年 9 か月経過した現時点で、更新時の保険料で新規に本契約を成立させることは、他の契約者との公平の観点から、適切であるとは考えられない。
 - (3) 申立人は、「保険会社が更新手続を怠ったのだから更新時以降の保険料を支払うことが不当である」と考えているものと思われるが、本契約が有効に更新されていればそれ以降の保険料は支払われていたわけであり、また、遡及的に更新したことによって保障が継続していたことになるので、申立人にも保険料相応のメリットが認められる。
 - (4) しかしながら、当審査会は、保険会社の手続疎漏によって申立人が迷惑を被った点を考慮した和解内容により解決するのが相当であると判断する。